○財務省令第二十七号

電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第四十八号）、所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百四十五号）及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百四十六号）の施行に伴い、並びに所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第百二十九条並びに法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第五十六条及び第六十三条の二の規定に基づき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「又は法人（」の下に「人格のない社団等（」を加え、「を含む」を「をいう。第一号及び第三条第一項（中古資産の耐用年数等）において同じ。）を含む」に、「同項第一号」を「第二項第一号」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　申請をする者の氏名又は名称及び代表者（人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものについては、管理人。以下この号において同じ。）の氏名（法人税法第二条第四号に規定する外国法人（人格のない社団等で同条第二号に規定する国外に本店又は主たる事務所を有するものを含む。）にあつては、代表者及び同法第百四十一条各号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名）並びに納税地並びに法人（人格のない社団等を含む。）にあつては、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。）

第一条第八項中「各年分の」の下に「所得税法第二編第二章第二節第一款（所得の種類及び各種所得の金額）に規定する」を、「連結所得」の下に「（法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。第三条第三項において同じ。）」を加える。

第三条第一項中「法人税法第二条第八号（定義）に規定する」を削り、「同法第二条第十二号の八」を「法人税法第二条第十二号の八（定義）に改め、同条第三項中「第四十八条の二第一項第一号若しくは第三号ハ」を「第四十八条の二第一項第一号イ⑴若しくは第三号イ⑵」に改める。

第五条第一項第一号中「第百二十条の二第一項第一号」を「第百二十条の二第一項第一号イ⑴」に、「第四十八条の二第一項第一号」を「第四十八条の二第一項第一号イ⑴」に改め、同項第二号中「第百二十条の二第一項第二号ロ」を「第百二十条の二第一項第一号イ⑵」に、「第四十八条の二第一項第二号ロ」を「第四十八条の二第一項第一号イ⑵」に改め、同条第三項中「第四十八条の二第一項第二号ロ」を「第四十八条の二第一項第一号イ⑵」に改め、同条第四項中「第四十八条の二第一項第二号ロ」を「第四十八条の二第一項第一号イ⑵」に改める。

別表第三熱供給施設利用権の項を削る。

附　則

1　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

2　改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「新令」という。）第一条第四項（一般の減価償却資産の耐用年数）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同項の規定により提出する申請書について適用し、施行日前に改正前の減価償却資産の耐用年数等に関する省令第一条第四項（一般の減価償却資産の耐用年数）の規定により提出した申請書については、なお従前の例による。

3　個人が施行日から平成二十八年十二月三十一日までの間に新令第一条第四項の規定により提出する申請書に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「並びに納税地並びに法人（人格のない社団等を含む。）にあつては、法人番号」とあるのは「、納税地並びに個人番号」と、「第二条第十五項」とあるのは「第二条第五項」と、「法人番号を」とあるのは「個人番号をいう。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号を」とする。

4　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第四号（定義）に規定する外国法人（同条第八号に規定する人格のない社団等で同条第二号に規定する国外に本店又は主たる事務所を有するものを含む。）が施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度の施行日から当該事業年度終了の日までの間に新令第一条第四項の規定により提出する申請書に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「。以下この号において同じ。）の氏名（法人税法第二条第四号に規定する外国法人（人格のない社団等で同条第二号に規定する国外に本店又は主たる事務所を有するものを含む。）にあつては、代表者及び同法第百四十一条各号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名）」とあるのは、）の氏名」とする。

5　電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第四十八号。以下この項において「整備政令」という。）附則第二条第二項（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）の規定により整備政令第二条の規定による改正後の所得税法施行令第六条第八号（減価償却資産の範囲）に掲げる無形固定資産とみなされる同項に規定する権利及び整備政令附則第三条第二項（法人税法施行令の一部改正に伴う経過措置）の規定により整備政令第三条の規定による改正後の法人税法施行令第十三条第八号（減価償却資産の範囲）に掲げる無形固定資産とみなされる同項に規定する権利の新令第一条第一項に規定する耐用年数は、十五年とする。

○財務省令第二十八号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の施行に伴い、国税質問検査章規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

国税質問検査章規則の一部を改正する省令

国税質問検査章規則（昭和四十年大蔵省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第四十条の三の三第七項、第四十一条の十九の五第六項」を「第四十条の三の三第一項、第四十一条の十九の五第九項」に、「第六十六条の四第十一項、第六十六条の四の三第七項、第六十七条の十八第六項、第六十八条の八十八第十一項及び第六十八条の百七の二第六項」を「第六十六条の四第十五項、第六十六条の四の三第十項、第六十七条の十八第九項、第六十八条の八十八第十五項及び第六十八条の百七の二第九項」に改め、同条第二項中「第七条第四項又は」に改め、「、第二十九条の三第九項」及び「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十四第八項」を削る。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条第一項の改正規定（第四十条の三の三第七項、第四十一条の十九の五第六項」を「第四十条の三の三第十一項、第四十一条の十九の五第九項」に改める部分を除く。）　平成二十九年四月一日

二　第二条第一項の改正規定（「第四十条の三の三第七項、第四十一条の十九の五第六項」を「第四十条の三の三第十一項、第四十一条の十九の五第九項」に改める部分に限る。）　平成三十年一月一日

○財務省令第二十九号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定に基づき、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

別表第七十三号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改める。

附　則

この省令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）の施行の日から施行する。